

## ■南丹市

制度名	制定年月	対象者の要件	内 容
南丹市工場等誘致条例	H18.1	○市内で新設又は増設する誘致事業所であって、投資総額 3,000 万円以上で常時従業員数 20 人以上の工場等設置事業所	<u>工場等設置奨励金</u> ○新設及び投資総額 10 億円以上の増設の場合 固定資産税相当額 第 1 年度 100% 第 2 年度 90% 第 3 年度 80% 第 4 年度 70% 第 5 年度 60% ○投資総額 10 億円未満の増設の場合 固定資産税相当額 第 1 年度 50% 第 2 年度 45% 第 3 年度 40% 第 4 年度 35% 第 5 年度 30%
			<u>新規雇用促進奨励金</u> ○1 年以上引き続いて常時雇用する市内在住の従業員 1 人につき 15 万円（3 年間で分割交付） ○限度額 1 事業所当たり 450 万円（30 人分） ※その他、交付要件あり
南丹市京都新光悦村企業立地促進条例	H18.1	○京都新光悦村に新たに工場等を設置し、奨励工場の指定を受けたもの	<u>企業立地奨励金</u> ○固定資産税相当額 第 1 年度 100% 第 2 年度 90% 第 3 年度 80% 第 4 年度 70% 第 5 年度 60% <u>雇用促進奨励金</u> ○1 年以上引き続いて常時雇用する市内在住の従業員 1 人につき 30 万円 ○限度額 1 事業所当たり 450 万円

税の特例措置	適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
	投下固定資本額（万円以上）	従業員（人以上）			
	（旧美山町、旧日吉町） 製造業（ガス製造及び発電除く） 情報通信技術利用事業（コールセンター）旅館業（下宿営業を除く） 2,700 超	—	課税免除	固定資産税	3 年間